平成２５年（フ）第４１４０号
大阪府東大阪市六万寺町１―17―10　アメニティ21－Ｂ105、住民票上の住所大阪府八尾市大竹１丁目78番地
債務者　土居夢希子（旧姓坂山）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４２号
大阪府八尾市東本町５丁目７番15号
債務者　田辺　昭典
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２７号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目11番８号アーバンライフ上島21―203号
債務者　吉野　正訓
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６号
静岡市駿河区下島382番地の５
債務者　小澤　結花
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６８号
静岡県焼津市上小杉257番地
債務者　福地　光夫
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５０号
栃木県那須烏山市初音10番13号
債務者　見木　　博
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１１号
栃木県宇都宮市御幸町108番地６
債務者　大門　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
栃木県那須塩原市四区町743番地60
債務者　土持　研一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１６４号
北海道帯広市西16条南６丁目44番20号　コートフィールド208号
債務者　大寺　泰弘
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
北海道帯広市西15条北３丁目１番地17　15条北ハイツ６号
債務者　宮島美智子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作１－１志津川中学校グラウンド応急仮設住宅８号棟６、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田91番地１
破産者　佐々木　洋
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第８８号
茨城県坂東市辺田551番地６
破産者　間中あや子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７５号
富山県射水市戸破3947番地６
破産者　牧　大二郎
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
福井市上東郷町第22号17番地
破産者　平本　　保
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第６号23番地
破産者　中野　敏男
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１９号
愛知県北名古屋市高田寺北の川57番地　ファミールＡ棟101号室、開始決定時の住所愛知県北名古屋市六ツ師女夫越135番地８
破産者　髙橋喜美男
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部